

元警察官・死刑囚の告白

殺意の時

澤地和夫 著

彩流社

処殺立意の時

殺意の時

元警察官・死刑囚の告白

澤地和夫 著

彩流社

殺意の時 元警察官・死刑囚の告白

1987年11月5日 印刷

1987年11月10日 発行

定価 1200円

著 者 澤 地 和 夫

発行者 竹 内 淳 夫

〒102 東京都千代田区富士見 2-2-2

発行所 株式会社 彩 流 社

電話 03(234)5931 振替・東京 9-55239

印刷 協平河工業

製本 (有)青木製本

落丁本・乱丁本はお取替いたします。

0095-946-2900

はじめに

昭和五九年の一〇月は、私にとって悪夢の月であった。そのころ私は無性に生れ故郷の山や川が懐かしく、直ぐにでも飛んで帰りたい衝動にかられていた。

だが、私はすでにそのふる里さえ失っていた。三年間に及ぶ借金苦との闘いのなかで、生れ故郷に帰れない寂しさが、自分を余計に苦しめていたことも確かである。

故郷には年老いた母と、兄夫婦、それに弟一家も母と近い所に住んでいる。懐かしいふる里に帰れない理由は、私自身の親兄弟に対する不義理に原因があった。それもこれも自業自得であり、今はただただ反省するのみである。

そんな私のために、それでも母は私の人間性を信じ、法廷の証人台に立ってくれた。父の葬儀の時から五年振りの母の姿を、私は被告人席から見詰めていた。母はもともと小柄な人であったが、法廷で私の目に映った母の姿は一回り小さくなっていた。七八歳の老母は、田舎者とは思えないほど、淡々と私の人間としての優しさを証言してくれた。

私は母が出廷すると聞いたとき、心苦しかった。今さら年老いた母まで法廷にさらけ出すことを躊躇した。たとえ極刑であろうとも、息子としてこれ以上迷惑をかけ、恥さらしにさせたくなかった。しかし母の出廷要請は裁判官からであり、私は煮湯を飲まされる思いで法廷に母を迎えた。

これも罪の償いであり、被告人としての試煉であると思った。きょうこそは泣かずに、私を産み育ててくれた母をしっかりと見定めておこうとも考えた。しかし、母の証言が始まらないうちに、不覚にも私は涙してしまった。湧き出ずる泉のごとく涙は止まらなかった。母は健気にも涙一つ見せず、しっかりと証言してくれた。

「なぜ、どうして」という言葉が流行しているが、私のことでは誰よりも母はそう思ったであろう。

殺人者の多くが、事件後に自分を見詰め、「なぜあんなことをしたのか自分が信じられない」とか、「何が何だかわからなかった」などとよく言っている。

ところが、懐かしいふる里や母を想う心境からすれば、矛盾することであるが、私は違っていた。つまり、二件の殺人とも、そのつもりでやっているのである。一瞬の殺意は、一瞬の狂気などと言われているが、私の場合は狂気の連続のなかで殺意が芽生え、殺害行為がある意味で正当化している感があった。もつとも、正当化しなければ実行できなかった嫌いもある。

週刊誌などでは、私をして「典型的な二重人格者」と評していた。また、ある記者は「二極化された人格が一人の沢地の中に存在していると考える」とも言っている。

つまり、私が連続強盗殺人事件に走った裏には、迷惑をかけているかつての同僚警察官の生活を守るために、二人の尊い命を奪うという、大いなる矛盾があると言っているのである。

私には「二重人格論」も「二極化された人格」のこともわからない。ただ言えることは、どう考えても、本来の私であつたならば当然考えられない、ということである。

この手記は、事件の事実関係を明らかにしながら、今は亡き被害者のご冥福を祈るとともに、「何が私を狂わせたのか」を、被告人である私が自分の目で、自分を見詰めようと思ひ立て書いたものである。

人が人を殺すということは、当然ながら正気の沙汰ではない。しかし、残念ながら人は、その正気の沙汰でないことを平気でやることがある。私だけでなく……。そうした点を一人でも多くの方が考えていただき、他山の石としていただければ仕合わせである。

殺意の時／目次

はじめに	1
------	---

I 「供述調書」	9
----------	---

警視庁から大衆割烹へ	11
副都心の新宿で開店	16
サラ金地獄への道	19
家庭の崩壊と閉店	24
犯罪心理の芽生え	29
指を詰めヤクザに謝罪	34
再起を期して事務所開設	36
元同僚警察官の苦悩	41
忘れられぬ質屋の女将	46
窮状のなかの重大な一言	51
事件の発端と共犯者	56
宝石ブローカーとの出会い	65
黄金のアタッシュケース	69

II 悪夢の日(一)	73
------------	----

昭和五九年一〇月一日	75
「商談」のストーリー	81
死のドライブ	88
暗闇の別荘	92
題名のない「芝居」	96
チグハグな三人の行動	101
殺意の一瞬	105

III 悪夢の日(二)	113
-------------	-----

個人的な恨み	115
犯行への冷静な態度	121
ワナにはまった被害者	126
狂気のなかの確信	133
現金二千万円入りの手提げバッグ	137

一時的な「戦意」の喪失 142 最後の一言 147 無意識の念仏 152

IV 逮捕令状 159

元同僚による逮捕 161 九段の警察学校へ入学 162 警察組織への疑問 166
「お前の信心はカムフラージュだ」 175 取調べで出会った捜査官 183

V 信仰と犯罪 189

信心についての弁護士の間い 191 生きる道を求めて創価学会へ 195
現代社会のヒズミと学会 199 変質した信心 203 死んで責任を…… 206
非合法行為を信心で裏付け 209

VI 被害者が「獲物」に見えた時 215

正常と異常の境界線 217 何が私を狂わせたのか 221 犯罪の抑止力としての家族 226

やや長いあとがき 231

I

「供述調書」

☆警視庁から大衆割烹へ

一、私は宝石ブローカーの佐伯さんと、金貸しの桑野さんを殺害して金品を強奪した件で取り調べを受けているわけですが、今こうして、この二人を殺害したときの私の精神状態を思い返してみても、私の気持の中に、二人を殺害することに対する躊躇は全くなく、「殺せば金が入る。これで大金を手にする」という思いが先で、むしろ勇み立つような心境であったことを認めざるを得ません。

二人を殺した後も、人を殺したことに對する後悔といった感情はほとんど湧いて来ず、さらにどうしたら入手した宝石などを処分して、現金を手にする事ができるかなどの考えが頭を占めていた状態でありました。

強盗殺人という凶悪な犯罪を連続して敢行しながら、私の精神状態は比較的冷静であり、とにかく何をしてでも、私のために保証人になってくれたり、また一千万円近い大金を都合してくれたために、自分の家屋敷が他人の手に渡りそうな状態になっている人、あるいは安い給料の中から、私に都合してくれた分の返済が自動的に差し引かれ、家庭がメチャメチャになりにかけている、かつての同僚に対する責任を果たさなくてはいけない、ただそれだけが私の頭の中にあつたのです。

また、この二件の強盗殺人事件を犯すにいたった根本の原因は、借金苦に追われ続けた精神的な荒廃の中から生れたものであることは間違いありません。しかし、その借金苦に悩む生活に陥った

のはとりもなおさず、私の無計画性、あるいは金銭的にルーズな性格に起因しており、この点は私も自覚しているところであります。

そこで私が凶悪な犯罪に走った経緯^{いきさつ}を自分なりに、もう一度考え直してみたいと思い、これからこの数年間のことを順序立てて申し上げたいと思います。

二、私は、昭和三三年九月から同五五年一月末までの約二二年間、警察官として警視庁に勤務し、退職時には階級も警部に昇任しております。この間それこそ生死をかけた職務執行や、一時期警察機構の矛盾点にさいなまれたこともありましたが、自分としては、警察官としての経歴は順調であったと思っております。しかし、今、こんにちまでの自分の生き方、生活態度等を振り返ってみますとき、やはり背伸びし過ぎたり、又見栄っぱりであった点を認めざるを得ません。

二一歳で結婚し、二七歳のときには七〇坪の土地を東京郊外に購入し、ささやかな家も建てましたが、その資金はすべて借金であり、妻はローンの支払いのためボーナスなど一度も手にしたことがないと嘆いていました。この一例を見てもやはり計画性のない勇み足の連続であったように思っています。しかし私自身はさほど苦にもしておらず、金は借りてでもなんとか返えせると比較的安易に考えておりました。

また、その当時は生活が破綻するほどの状態でもありませんでしたから、「借金も財産のうちさ」くらいな気持でありました。

三、私は、警視庁退職後の昭和五五年四月、新宿駅西口近くに大衆割烹「はし長^{ちやう}」という店を開

店しました。警察官を途中で辞めたのもこうした飲食店を開くことが目的でありました。このことで妻は激しく反対しましたが、私は長年の夢であり、警察官を二〇年務め上げたらこの種の店を経営したいと思っていましたので、妻の反対を押し切って転業を図ったわけです。しかし計画は進むものの、何しろ自己資金はゼロでしたから、出発時すでに多大な借財をかかえていました。この多大な借財がその後の私の大きな躓き^{つまず}になってしまったのです。

店の開店には約四、〇〇〇万円の資金が必要でした。この資金を私は全て借金で賄ったわけですが、幸い国民金融公庫から二、三〇〇万円の融資を受けることに成功しました。これはおそらく私が警察官といういわゆる堅い職業を二二年間務め上げたという信頼性と、私の真剣な経営に対する熱意が汲まれて実現したものだと思っています。

この国民金融公庫からの融資が実現することになったため、その後の保証協会からの七〇〇万円、その他二つの信用金庫から計五〇〇万円の融資は比較的スムーズに決まりました。こうした金融機関からの融資の外に信販会社のオリエントファイナンスからも五〇〇万円借りています。

こうした一連の融資状況を見ますと、余りにもスムーズにいつているように見えますが、実はここにも、私のそもそもの自信過剰と借金対策の大きな間違いがあったのであります。つまり、それは保証人の問題でありました。融資の際、決して私がそれぞれの金融機関から信頼されたわけではなく、現職警察官の保証があったからこそ、比較的スムーズに借りることができたのです。国民金融公庫は、大田区大森に在住する義兄所有のアパートが担保になっている外、一名の現職警察官が

保証人になっています。又信用組合の方は二名、オリエントファイナンスは三名の現職警察官が保証人になってくれたがために、融資の決定を得たわけです。この五名は他の多くの元同僚の中でも特に、私の再出発を心から支援してくれており、心よく保証人にもなってくれた人達です。

後に申し上げますように私が経済的破綻をきたした後、この五人は今申し上げた保証人の関係で、それぞれの金融機関から責任を追及され、今でもそのことで苦しんでおり、なんとお詫びすればいいのか、その言葉も見当りません。ほんとうに申し訳ないと思っております。特にオリエントファイナンスの保証人になってくれたM巡查部長、Y巡查部長、N巡查部長には、オリエントファイナンスから明らかに「いやがらせ」としか思えない電報が彼らの勤務先にまで送られているのです。そのため、特にM巡查部長は役所の上司に不審をいだかれ、彼は身辺調査をされたくらいです。

私はオリエントファイナンスといえば、いわゆるサラ金の部類ではないと思っていたのですが、焦げ付の回収となるとサラ金以上の悪辣なやり方で、本人も保証人も見境なく一括返済を要求するのである。保証人の自宅の住所も電話番号もわかっていながら、彼らの勤務先である警察署や警視庁本部に、しかも、土曜日の午後になって、この電報が着き次第「一括支払え」という内容の電報であり、まったくいやがらせ以外の何ものでもありません。しかし、それもこれも元を正せば私が支払いを滞らせたためでありますから、そうしたことを彼らから聞く度に「何とかしなくては」と焦るばかりでありました。

自己資金がなく、約四、〇〇〇万円もの巨額な借金を抱えた出発に不安はなかったのかとの検事さ